



計 画 書

山崎都市計画地区計画の決定(宍粟市決定)

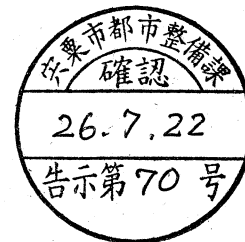
都市計画野地区地区計画を次のように決定する。

名 称	野地区地区計画	
位 置	宍粟市山崎町野字居垣内の一部、字駒之尾の一部、字東河原の一部、字大上戸の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約10.7ha	
地区計画の目標	本地区は、周辺を田園風景に囲まれた住宅地区である。 本計画は、農業、商業、軽工業機能が調和した良好な都市環境を保全、形成することを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	周辺の田園風景に調和した住環境を保全しつつ本地区にふさわしい農業、商業、軽工業機能等の土地利用を適切に誘導する。
	地区施設の整備の方針	良好な地区環境の形成を図るため、地区内の公園、寺社を適切に保全する。
	建築物等の整備の方針	住居、農業、商業、軽工業機能が適切に配置されたコンパクトで良好な都市環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法 別表第二(に)項第三号から第五号に掲げるもの</p> <p>(2) 畜舎</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり



理 由 書

周辺を田園風景に囲まれた良好な住環境を保全しつつ、本地区にふさわしい都市機能を有する施設を適切に誘導し、有効な土地利用を図ることを目的として地区計画を決定する。

(参考)

計画書中の地区整備計画の第(1)号に掲げる建築してはならない建築物は下記のとおりです。

(1) 建築基準法 別表第二(に)項第三号から第五号に掲げるもの

三 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設

・政令で定める運動施設とはスキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場です。

四 ホテル又は旅館

五 自動車教習所